

第 9 章

参 考 資 料

1. 御坊市公害対策審議会条例

〔 昭和 47 年 4 月 1 日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 昭和 49 年 9 月 27 日条例第 26 号 昭和 54 年 12 月 21 日条例第 17 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は御坊市公害対策審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 市長の諮問に応じ公害対策について必要な調査及び審議を行わせるため、御坊市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組 織)

第 3 条 審議会は委員 29 人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から議会の同意を得て市長が選任する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 民間諸団体を代表する者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員が互選する。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は会長が招集する。

- 2 審議会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選とする。

(顧 問)

第8条 審議会に技術的な専門事項を調査するため、必要があるときは顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 顧問は、審議会又は部会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、当該技術的専門事項の調査が終了したとき、解職されるものとする。

(関係者及び職員の会議出席)

第9条 会長が必要と認めるときは委員以外の関係者及び市職員を会議に出席、説明又は意見を求めることができる。

(庶 務)

第10条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(雑 則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年9月27日条例第26号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の御坊市公害対策審議会条例の規定により最初に選任された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、昭和51年7月3日をもってその任期は終了するものとする。

附 則 (昭和54年12月21日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 排水基準等

(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律基準)

排水基準を定める総理府令 (S.46.6.21 総理府令 35)

人の健康保護に関する項目 (有害物質) (別表第 1)

項目	カドミウム及び その化合物	シアン 化合物	有機燐化合物	鉛及び その化合物	六価クロム 化合物	砒素及び その化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	アルキル 水銀化合物
許容 限度	0.03 mg Cd /L	1 mg CN/L	1 mg/L	0.1 mg Pb/L	0.2 mg Cr(VI) /L	0.1 mg As/ L	0.005 mg Hg/L	検出され ないこと

(注)・有機燐化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。

項目	ポリ塩化 ビフェニル	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	四塩化炭素	1,2- ジクロロエタン	1,1- ジクロロエチレン	シス-1,2- ジクロロエチレン
許容 限度	0.003 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.2 mg/L	0.02 mg/L	0.04 mg/L	1 mg/L	0.4 mg/L

項目	1,1,1- トリクロロエタン	1,1,2- トリクロロエタン	1,3- ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及び その化合物
許容 限度	3 mg/L	0.06 mg/L	0.02 mg/L	0.06 mg/L	0.03 mg/L	0.2 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg Se/L

項目	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1,4- ジオキサン
	海域以外	海 域	海域以外	海 域		
許容 限度	10 mg B/L	230 mg B/L	8 mg F/L	15 mg F/L	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100 mg/L	0.5 mg/L

備考

- 「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 砒 (ひ) 素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際現にゆう出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- ※「環境大臣が定める方法」＝昭 49 環告 64 (排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣の定める排出基準に係る検定方法)

生活環境保全に関する項目（別表第2）

（注）・（ ）は日間平均値

項目	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール 類含有量	銅含有量
許容 限度	海域以外	海 域	160 mg/L (120 mg/L)	160 mg/L (120 mg/L)	200 mg/L (150 mg/L)	鉱油類	動植物油脂類	5 mg/L	3 mg/L
	5.8 以上	5.0 以上				5 mg/L	30 mg/L		
	8.6 以下	9.0 以下							

項目	亜鉛 含有量	溶解性鉄 含有量	溶解性マン ガン含有量	クロム 含有量	大腸菌数	窒素含有量	磷含有量
許容 限度	2 mg/L	10 mg/L	10 mg/L	2 mg/L	(800 CFU/mL)	120 mg/L (60 mg/L)	16 mg/L (8 mg/L)

備考

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
7. 磷（りん）含有量についての排水基準は、磷（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

※「環境大臣が定める湖沼」＝昭 60 環告 27（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼）

※「環境大臣が定める海域」＝平 5 環告 67（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）

・窒素含有量の排出基準は、本県では平成 13 年 1 月現在において適用なし。

・磷含有量の排出基準は、平成 13 年 1 月現在、七色ダム貯水池、山田ダム貯水池、桜池、広川ダム貯水池、二川ダム貯水池、椿山ダム貯水池、殿山ダム貯水池、七川ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に適用。

3. 水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例

(昭和47年7月14日 和歌山県条例第33号)

(上乗せ排水基準および適用区域の範囲)

有害物質に係る排水基準（許容限度）

項 目		シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジメトン 及びEPNに限る。)
企業種	新設の工場 又は事業場	0.5 mg/L	0.5 mg/L

備考 1 「新設の工場又は事業場」とは、昭和49年11月1日以後において特定施設を設置(増設を含む。)する工場又は事業場をいう。

2 この表の排出基準の数値は、排出基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(適用区域)

	範 囲	水 域
河川	紀の川、橋本川、貴志川、土入川、大門川、有本川、真田堀川、市堀川(紀ノ川大橋から上流の水域)、和歌川(旭橋から上流の水域)、和田川、日方川(新湊橋から上流の水域)、山田川及び有田川(安諦橋から上流の水域)並びにこれらに流入する公共用水域	第1区水域
	日高川及びこれに流入する公共用水域	第2区水域
海	次に掲げる海域等及びこれらに流入する公共用水域(第1区水域に含まれる水域を除く。) 1. 和歌山市、海南市、有田市、湯浅町、広川町、由良町及び日高町の地先海域 2. 築地川及び水軒川 3. 市堀川紀ノ川大橋、和歌川旭橋、日方川新湊橋、女良川旭橋、加茂川硯橋及び有田川安諦橋の各下流の河川の区域に含まれる水域	第3区水域
域	新宮市鈴島の北緯33度40分53秒東経135度59分38秒の地点と赤島の北緯33度39分37秒東経135度59分49秒の地点を結んだ直線、同島の北緯33度39分35秒東経135度59分47秒の地点から北238度に見通した直線、三輪崎漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	第4区水域

第2区水域の生活環境に係る排水基準（許容限度）

（日高川およびこれに流入する公共用水域）

（単位：1リットルにつきミリグラム）

区 分		項 目	生物化学的 酸素要求量		浮遊物質質量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール類 含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量	溶解性 鉄 含有量	溶解性 マンガン 含有量	クロム 含有量
			日間 平均	最大	日間 平均	最大								
全業種	既設工場 又は事業場	500 以上 2,000 未満	100	140	130	180	5	30	3	2	10	10	2	
			80	110	100	150	3	10	2	3	10	1		
			60	90	80	110	2	10	1	2	5	1		
			40	60	60	80	2	5	1	1	5	1		
	新設の工場又は事業場	50 以上 500 未満	80	110	90	140	5	30	5	3	2	10	10	2
			60	90	80	110	2	5	1	1	1	5	5	1
			40	60	60	80	2	5	1	1	1	5	5	1
			20	30	40	60	2	5	1	1	1	5	5	1
			15	25	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1
			7	15	30	40	1	5	1	1	1	5	5	1

（備考）

1. 「新設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日以後において特定施設を設置（増設を含む）する工場又は事業場をいい、「既設の工場又は事業場」とは昭和49年11月1日前に特定施設を設置している工場又は事業場（特定施設の工事をしているものを含む。）をいう。
2. この表の排水基準の数値は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

4. 御坊市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

令和元年10月1日
公示第229号

◇ 騒音指定地域

区域の区分	指定地域
第一種区域	該当なし
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第四種区域	工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。
- 2 用途地域の定めのない地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。

◇ 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝 午前6時から 午前8時まで	昼 間 午前8時から 午後8時まで	夕 午後8時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から翌 日の午前6時まで
第二種区域	50	55	50	45
第三種区域	60	65	60	55
第四種区域	65	70	65	60

備考 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内において、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

学 校…学校教育法第1条規定

保育所…児童福祉法第7条1項規定

病 院…医療法第1条の5第1項規定

診療所のうち患者の収容施設を有するもの…医療法第1条の5第2項規定

図書館……図書館法第2条第1項規定

特別養護老人ホーム…老人福祉法第5条の3規定

幼保連携型認定こども園…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項規定

5. 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

	区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
一	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		6 5	5 5
二	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		7 0	6 5
三	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		7 5	7 0

※騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

- (1) a 区域・・・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域と定められた地域
- (2) b 区域・・・第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域と定められた地域又は用途地域の定めのない地域
- (3) c 区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域と定められた地域

6. 御坊市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

令和元年10月1日
告示第230号

◇振動指定地域

区域の区分	指定地域
第一種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

備考

- 1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第2章の規定により定められた地域をいう。
- 2 用途地域の定めのない地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。

◇特定工場等において発生する振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
第一種区域		60	55
第二種区域		65	60

備考 第一種区域（夜間を除く。）又は第二種区域において、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

学 校…学校教育法第1条規定

保育所…児童福祉法第7条1項規定

病 院……医療法第1条の5第1項規定

診療所のうち患者の収容施設を有するもの…医療法第1条の5第2項規定

図書館…図書館法第2条第1項規定

特別養護老人ホーム…老人福祉法第5条の3規定

幼保連携型認定こども園…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項規定

7. 道路交通振動の限度

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時～午後 8 時	午後 8 時～翌日午前 8 時
第 一 種 区 域	6 5	6 0
第 二 種 区 域	7 0	6 5

8. 特定建設作業に係る規制基準（騒音）

作業使用機器		該 当 基 準	基準値	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1	(1) く い 打 機	もんけんを除く。	85 デシベル	午後7時より翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
	(2) く い 抜 機						
	(3) く い 打 く い 抜 機	圧入式くい打くい抜機を除く。					
2	びょう打機		85 デシベル	午後7時より翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
3	削 岩 機	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。					
4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。					
5	(1) コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	85 デシベル	午後7時より翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにアスファルトプラントを設けて行う作業を除く。					
6	バックホウ	一定の限度を超える大きな騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。	85 デシベル	午後7時より翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
7	トラクター シヨバル	一定の限度を超える大きな騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。					
8	ブルドーザー	一定の限度を超える大きな騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。					

（注）基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

9. 特定建設作業に係る規制基準（振動）

作業使用機器	該 当 基 準	基 準 値	作 業 時 間	一日当たり の作業時間	作 業 期 間	作 業 日
1. 1) く い 打 機 2) く い 抜 機 3) く い 打 く い 抜 機		7 5 デ シ ベ ル	午 後 7 時 から翌日の午前 7 時の 時 間 内 で な い こ と	1 0 時 間 を 超 え な い こ と	連 続 6 日 を 超 え な い こ と	日 曜 日 そ の 他 の 休 日 で な い こ と
	(もんけん及び圧入式くい打機を除く)					
	(油圧式くい抜機を除く)					
	(圧入式くい打くい抜機を除く)					
2. 鋼球により建築物 その他工作物の 破 壊		7 5 デ シ ベ ル				
3. 舗装版破砕機	(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業にかかる 2 地点間の最大距離が 5 0 メートルを超えない作業に限る)					
4. ブレーカー	(手持ち式のものを除く) (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0 メートルを超えない作業に限る)					

(注) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

10. 深夜の飲食店営業等に対する騒音規制基準

規 制 対 象 業 種	食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席などを設けて客に飲食させる営業。 例えば、食堂、料理店、すし店、旅館、レストラン、スナック、バー、キャバレー、サロン、ビヤホール、喫茶店など。
--------------------------------	--

1. 騒音の規制基準（和歌山県公害防止条例第39条）

午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界線で次に掲げる基準を超える騒音を発生させてはならない。

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	規 制 基 準
第一種区域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域）	午後10時～ 翌日の午前6時 40
第二種区域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）	45
第三種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）	55
第四種区域（工業地域及び工業専用地域）	60
第五種区域（上記に規定している区域以外の地域）	45

（備 考）

この表において、第二種区域、第三種区域及び第四種区域に所在する病院、診療所（患者の収容施設の有するもの）、又は特別養護老人ホームの周囲50mにおける当該基準は、この基準から5デシベルを減じた値とする。

2. 音響機器の使用制限（和歌山県公害防止条例第39条第2項）

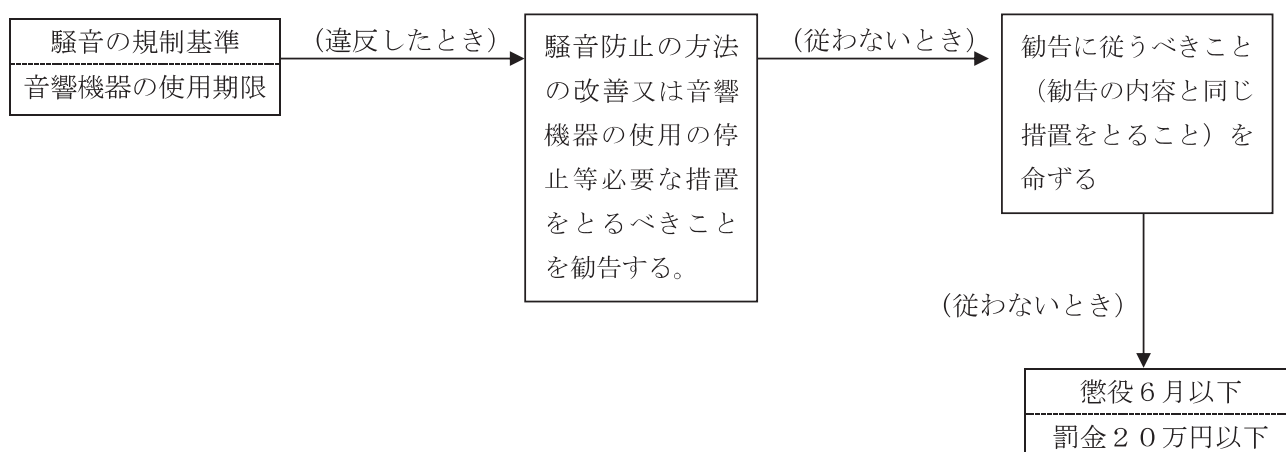
次に掲げる区域では、午後11時から翌日の午前6時までの間、音響機器を使用してはならない。ただし、営業所内の音響機器からの音が外部に漏れない場合はこの制限を受けない。

対 象 区 域	音 響 機 器 の 種 類
第一種区域 (第一種住居専用地域)	・カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使用して歌唱できるように構成された装置をいう。） ・音響再生装置 ・楽器 ・拡声装置（有線放送受信装置を含む。）
第二種区域 (第二種住居専用地域及び住居地域)	
第三種区域 (近隣商業地域・商業地域及び準工業地域)	
第四種区域 (工業地域および工業専用地域)	

3. 利用者の義務（和歌山県公害防止条例第39条第3項）

深夜における飲食店営業等の施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境が著しく損なわれることのないようにしなければならない。

4. 罰 則（和歌山県公害防止条例第39条の2、第60条）



1 1. 御坊市役所 地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 御坊市役所における事務及び事業に係る、地球温暖化対策の推進を図るため、御坊市役所地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、御坊市役所地球温暖化対策実行計画の推進に関することを所掌する。

(組織)

第3条 会議は、会長、エコオフィス推進管理者及びエコオフィス推進員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、エコオフィス推進管理者は市民福祉部長をもって充てる。

3 エコオフィス推進員は、各所属より選任するものとする。

(職務)

第4条 会長は、会議を総括する。

2 エコオフィス推進管理者は、本計画を円滑に推進するとともに、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 エコオフィス推進員は、本計画の推進が図られるよう所属職員に周知徹底を図るとともに、会議が実施する調査に当たる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民生活部市民環境課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

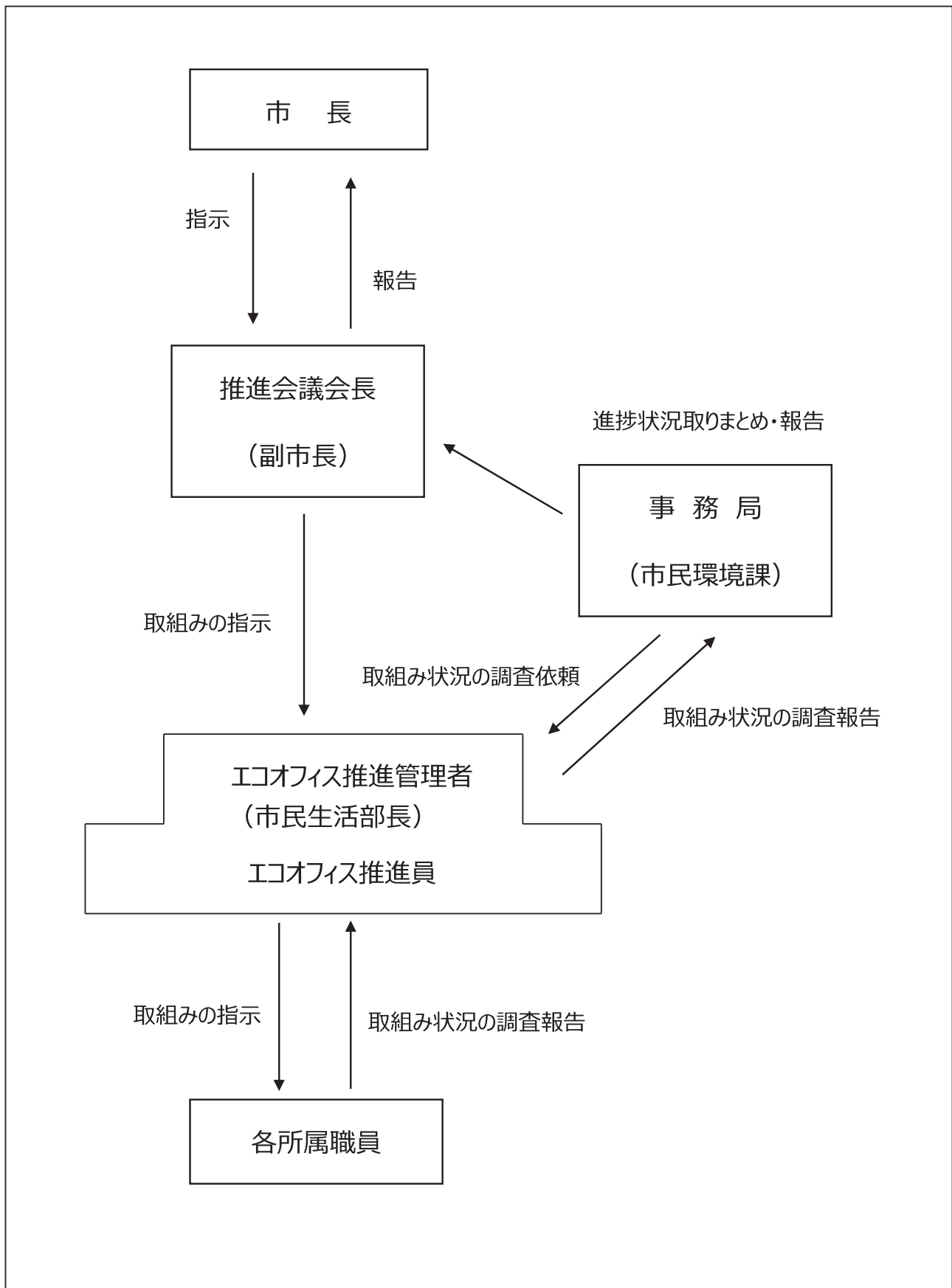
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

「御坊市役所 地球温暖化対策実行計画」推進体制



1 2. 主な環境用語の解説

《あ 行》

*赤 潮

プランクトンが異常繁殖して、海水が赤褐色を呈する現象。赤潮が発生すると、魚介類の大量斃死等をもたらす。

水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

*アルキル水銀 (R-Hg)

メチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、アルキル基の炭素に結合した水銀化合物の総称。水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期にわたって摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴力、言語障害、視野狭窄、四肢の麻痺等の中樞神経障害などを起こして死亡することもある。

*暗 騒 音 (Back Ground Noise)

騒音計で測定する場合において、特定の音だけを対象として選択したいとき、その場所でその音がないときの騒音を、対象の音に対して暗騒音という。

*硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂=亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (SO₃=無水硫酸) など、硫黄の酸化物の総称。二酸化硫黄の一般的な影響は、濃度と暴露時間によって異なるが、1～10 ppm程度で呼吸機能に影響し、臭気を感じ、眼の粘膜に刺激を与える。浮遊粒子状物質の共存により、人体への影響を強めるといわれ、咳、喘息、気管支炎の原因となることから、重要な大気汚染物質の一つである。

*一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって生じる無色無臭の気体で、主に自動車の排気ガス中に含まれている。体内に吸収されると、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。

*一般廃棄物

人の日常生活から排出されるごみやし尿、及び事業活動から生じるものであっても環境汚染上の問題が少なく、一般的には市町村の処理能力を似て対処することが可能な廃棄物のことをいう。産業廃棄物以外の廃棄物は、すべて一般廃棄物である。

*オキシダント（Oxidants）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が、強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド等の刺激性を有する酸化性物質の総称。いわゆる「光化学スモッグ」は、主としてオキシダントに起因する。

*オゾン（O₃）

酸素の同素体。独特の臭気があり、不安定で、熱すると酸素に分解する。

*オゾン層

大気中でオゾンが特に多い領域。地上から高さ10～50kmあたりにあり、生物に有害な短波長の紫外線を吸収し、地上の生物を守っている。近年、大気中に放出されたフロンが分解されて出る塩素でオゾン層が破壊され、地球的な問題となっている。

*汚濁負荷量

河川流域や海域などから流入する汚濁物質の総量を言う。主として、BOD、COD、SSで表され、汚水中の物質の濃度と汚水量の積で算出される。

$$\text{汚濁負荷量（g／日）} = \text{水質（g／m}^3\text{）} \times \text{水量（m}^3\text{／日）}$$

*汚 泥

下水などから分離された粥状又は固形状の汚物。

*温室効果

対流圏内の二酸化炭素、フロンガス等は、太陽からの放射エネルギーを透過させるが、逆に地表から放出する赤外線を途中で吸収して宇宙空間に熱が逃げるのを防ぎ、地

球を温暖化させるという性質を持っている。このことが温室の働きとよく似ているためこれを温室効果と呼んでいる。

***温室効果ガス**

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC、PFC、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

《か 行》

***化学的酸素要求量（COD）**

Chemical Oxygen Demand の略称で、海や川などの水の汚れの度合いを示す数値である。水中の有機物など、汚染源となる物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を化学的な方法で測定したものであり、mg/ℓ で表す。数値が高いほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。

***拡 散**

原子・分子などの粒子が熱運動し、濃度が一樣な場合には前後左右に運動する機会は等しいが、濃度差がある場合には、濃度の高い方から低い方に運動する機会が、その逆の場合の機会より多い。したがって、徐々に移動し、ついには一樣な濃度となる。拡散移動は液中でも起こり、水中にインクを1滴落とすと、全体的に拡散していくのが認められる。

***カドミウム（Cd）**

亜鉛精練の副産物として得られる遷移金属の1つで、銀白色の軟らかい金属。メッキ工場、蓄電池工業、亜鉛精練所、電子機器製造工場等が主な発生源である。長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害等を引き起こす。「イタイイタイ病」の原因物質として知られている。

***カレット**

瓶等を破碎したガラスくず。熱を加えて溶かせば瓶の材料になる。

***環境アセスメント（環境影響評価）**

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民の意見を聞き、十分な公害防止等の対策を講じようとするもの。環境汚染の未然防止のための最も重要かつ有効な手段である。

***環境基準**

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境上の条件として定められる基準。政府は環境基本法で大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音についての環境基準を定めることになっており、これに基づいて、汚染物質等の種類ごとに基準値、測定方法、達成期間等を設定したものである。

***環境基本計画**

環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。

1994年に「第一次環境基本計画」が策定された後、約6年ごとに見直され、2017年4月には「第五次環境基本計画」が閣議決定された。

***逆転層**

普通、大気の温度は上空に行くほど低くなるが、場合によっては上空にいくほど高くなることもある。この上空の方が高温になっている大気の層を逆転層という。

逆転層の中では対流による拡散が行われないため、大気中に放出された汚染物質は逆転層の下方又は逆転層内でたなびく。そのため、地表濃度が高くなってしまう。

逆転はその原因によって、放射性、地形性、沈降性、前線性などがある。

***K値規制**

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の地上の最大着地濃度を

一定以下にさせるよう、硫黄酸化物の排出量を許容排出量まで規制する方法。

大気汚染地域にK値を定め、以下の計算式により算出し、排出を制限するもの。現在御坊市のK値は17.5である。

$$q = K \times 10^3 \times He^2$$

q … 硫黄酸化物の量 (m³N/h)

K … 地域ごとに定められている係数

He … 補正された排出口の高さ (有効煙突の高さ : m)

*光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素 (HC) が、強い紫外線により光化学反応を起こし、オキシダントが発生する。このオキシダントは、陽射しが強く、風が弱い日などの気象条件のときに発生しやすく、晴天なのに大気が白っぽく、よどんで視界が遮られる現象である。これを光化学スモッグという。人体に対しては眼や気管支の粘膜に刺激を与える一方、植物へも影響を及ぼすといわれている。

*公 害

環境基本法において、公害とは「事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じること」と定義されており、この中の7つは、広い意味の公害に対して「典型7公害」とも呼ばれている。

《さ 行》

*再資源化

一度使用した製品、原材料を回収し、再利用することにより、有限資源の効率的な利用を図ること。

*最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋め立て処分するのに必要な場所及び施設、設備の総体。

***産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物であって、量的、質的にみて、事業者の責任において適正に処理される必要のあるもの。

現在、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等20種類のものが産業廃棄物として定められている。

***酸性雨**

工場や自動車から排出される、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が雨水に溶け込んだ、pH（水素イオン濃度）5.6以下の雨。pHが小さくなればなるほど酸性が強くなる。

酸性雨が降ると森林が枯れたり、湖沼の魚が死滅するなど、生態系への悪影響を及ぼす。

***シアン**

シアン化水素(HCN)、シアン化カリウム(KCN)等のシアン化合物の総称。人体に入ると呼吸困難を起こし、数秒で死に至るほどの猛毒である。

シアン化合物はメッキ液として使用され、しばしば河川を汚染して問題となる。

***浄化槽**

し尿と併せて炊事、洗濯、入浴などによる生活雑排水を微生物の浄化作用を利用して同時に処理し、きれいな水にしてから放流する設備のことで、以前は、し尿と雑排水を処理する「合併処理浄化槽」と、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」に分けられていた。

平成13年4月1日の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として新設は禁止され、浄化槽とは合併処理浄化槽のことをいうようになった。

***振動レベル（Vibration Level）**

振動計で測定した値。振動加速度レベルに人間の振動感覚の補正を加えたもので、JISでは、鉛直及び水平振動に対する、感覚補正が規定されている。単位にはデシベルを用いる。

*水素イオン濃度指数（pH）

溶液中の水素イオンの濃度を水素イオン濃度指数（pH）という。溶液1ℓ中の水素イオンのグラム当量数の対数で表す。

$$\text{pH} = -\log[\text{H}^+]$$

たとえば、25℃、1気圧の水1ℓ中には、 10^{-7} モルの水素イオンが含まれる。したがって、 $\text{pH} = 7$ （中性）である。

$\text{pH} < 7$ は酸性、 $\text{pH} > 7$ はアルカリ性である。

*生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略称で、廃水中の有機物が水中に発生する細菌や微生物により酸化分解される際に、生物化学的に消費される酸素量。 mg/ℓ で表す。測定には通常5日間を要する。

数値が高いほど、水中の有機物による汚染度が高いとみてよい。

*生活排水

日常生活に伴って洗濯、風呂、台所、浄化槽等から排出される汚水。

*騒音レベル（Sound Level）

騒音計で測定した値。騒音計は、耳で感じる音の大きさに近似した値が得られるよう周波数補正回路A特性を通じて測定するので、その単位はデシベル（A）で表す。

*総量規制

工場又は事業所が集合している地域で、個々の工場に対する排出基準を規制するだけでは大気環境基準を許容限度にとどめることができないと認められる場合、工場などに対し、汚染物質許容量を配分し、その地域全体の排出量を制限すること。

《た 行》

*ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの通称。2個のベンゼン核が2個の酸素原子で結びつ

けられた構造を骨格とする塩素化合物で、多くの異性体があるが、特に四塩素ジベンゾダイオキシン（TCDD）をさす。猛毒で、強い催奇形性・発癌性をもつ。

*大腸菌群

グラム染色陰性、無芽胞性の桿菌で、乳糖を分解して酸とガスを形成する、好気性または通性嫌気性の菌からなる一群である。一般に人畜の腸管内に常棲し、排泄物中に多量に存在する。これが水中に存在するか否かによって、その水がし尿に汚染されているかどうかを判断する指標となる。

水質汚濁にかかる環境基準などに用いる大腸菌群数は、確率論で算出された大腸菌群の数値として、検水 100ml 中のMPN（Most Probable Number＝最確数）で表す。

*大腸菌数

大腸菌群数には植物や土壌に生息する細菌も含まれ、ふん便由来の大腸菌以外の菌も検出されることが問題となっていたが、簡単に大腸菌だけを調べる技術が確立され、水質汚濁にかかる環境基準が令和3年に改正になり、検査項目が「大腸菌群数」から「大腸菌」に改められた。

水質汚濁にかかる環境基準などに用いる大腸菌数は、検水 100ml 中のCFU（Colony Forming Unit＝コロニー形成単位）で表す。

*炭化水素（HC）

炭素と水素からなる化合物の総称。

自動車の燃料であるガソリンは炭化水素化合物からなり、不完全燃焼のまま排出されたりすると、窒素酸化物とともに光化学スモッグの原因物質となる。

*地球温暖化係数

温室効果ガスの一定期間内における温室効果の度合いを示す値。CO₂ を 1 としたときの比で表される。

*窒素酸化物（NO_x）

NO_x は Nitrogen Oxides の略。窒素と酸素の化合物であり、大気中では一酸化窒素

(NO) と二酸化窒素 (NO₂) が主である。

NO₂ は、高濃度の場合、眼を刺激し、呼吸器に急性の喘息性症状をひき起こすなど有害である。また、NOとNO₂ は、炭化水素の存在の下に強い紫外線を受けて光化学反応をおこし、光化学オキシダントを発生させる。

窒素酸化物は、主として石炭・石油などの化石燃料が燃焼する際、燃料中の窒素が酸化されて生じるほか、燃焼空気中の窒素と酸素が高温で反応することにより発生する。工場のボイラーや各種の炉のほか、自動車も主要な発生源である。

* 中央値 (L₅₀)

街路騒音のように、大きさが不規則に変動する場合の騒音レベルの表現の一つで、中央値は、その値より大きい音がでている時間と、小さい音がでている時間が等しいことを意味する。騒音レベルの瞬時値を多数測定し累積度数曲線を作成する場合、累積度数50%に相当する値をいう。

* 低周波音

概ね1 Hz～100 Hzの音を低周波音と呼び、その中でも人間の耳では特に聞こえにくい音（20 Hz以下の音）を超低周波と呼んでいる。

現在、法令規制値はなく、環境省がマニュアルにより参照値を定めている。

* 導電率 (Electric Conductivity)

水の通電性を示す用語であり、水中の溶存イオンの濃度が増加すると導電率が上がることから、降水中に含まれるイオン量を判定する目安として用いる。一般に、高い数値は汚い雨、低い数値はきれいな雨と解されている。

《な 行》

* 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器

冷媒に環境破壊の原因となるフロンを使用しないで自然冷媒の二酸化炭素を採用した給湯器のこと。

ヒートポンプ給湯器の仕組みは、大気の熱をコンプレッサーで汲み上げて熱エネルギーをつくり、そのエネルギーで湯を沸かすというシステム。

*二次汚染（二次公害）

排出された汚染物質がそのまま汚染を構成するものを一次汚染というが、これに対して、排出された汚染物質同士の相互作用や光化学反応により、最初に排出された汚染物質と異なる性質のものに変化して、新たな汚染をひきおこすことを二次汚染という。

*n（ノルマル）ーヘキサン抽出物質

動植物性油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックス、グリース石油系炭化水素などの総称で、鉱油および動植物油等の油分量を表す指標。

工場排水をnーヘキサンで抽出し、nーヘキサン可溶物質を水と分離し、さらに適当な分離方法（カラムクロマトグラフやペーパークロマトグラフ）によって、各成分を分離し、定量操作を行えばnーヘキサン中に溶けている上記各物質の定量をすることができる。

*Nm³（ノルマル立方メートル）

標準状態（温度 0℃、圧力 1 気圧の状態）に換算した、気体の体積を 1 m³ で表した単位。

《は 行》

*排出基準

工場・事業場から排出される汚染物質の許容限度。

*発光ダイオード(LED)

Light Emitting Diode の略。電流を流すと光を発する半導体素子。電気信号を光信号に変える機能がある。高輝度で電球に比べて発光量あたりの消費電力が少ない。構造が白熱灯や蛍光灯に比べると単純なため、破損に強く長寿命である。近年では、照明として普及が進んでいる。

*パリ協定

2015年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択さ

れた新たな世界の地球温暖化対策の枠組み。工業化前と比べて世界の平均気温の上昇を 2℃を十分に下回る水準に抑制し、1.5℃以内に抑えるよう努力するという長期目標などを定めている。

日本は、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという新たな目標を設定している。

*微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1mmの1000分の1)以下の小さな粒子のことを指す。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

*ppm

parts per million の略。容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す場合に用い、1 ppm は100万分の1 (0.0001%) を表す。

たとえば、大気汚染では、空気 1m^3 (100万 cm^3)中に 1cm^3 の汚染気体が含まれている場合、また水質汚濁では水 1t (100万 g)中に 1g の汚濁物質が存在している場合、1 ppm という。

*ppb

parts per billion の略。1 ppb は10億分の1を表し、1 ppm の1000分の1である。

*富栄養化

閉鎖性、停滞性の水域においては、事業所や家庭から排出される有機物の分解により窒素化合物やリン酸塩等の栄養塩ができ、藻類やプランクトン等が増殖する。それらが発生と死滅を繰り返すうち、だんだん栄養塩の濃度を高めて行く現象を富栄養化という。

*浮遊物質 (SS)

Suspended Solid の略。粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質で、水質汚濁の指標となる。魚類のえらを塞いでへい死させたり、日光の透過を妨げ、水生植物の光合成

を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は川底に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

*浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものをいう。硫黄酸化物、窒素酸化物とともに代表的な大気汚染物質である。

*フロンガス（クロロフルオロカーボン）

メタン、エタン等の炭化水素に塩素やフッ素等のハロゲンが結合した化合物の総称。

四塩化炭素等の塩素化合物にフッ素を反応させて生成される。

フロンガスはエアゾール(スプレー)噴射剤、クーラーや冷蔵庫の冷媒、ウレタンフォームや発泡スチロールの発泡剤、半導体のプリント基盤や精密部品の洗浄剤等極めて幅広い分野で利用されている。

炭素、水素、フッ素の原子数により、フロン11・フロン12・フロン113と呼ばれ、これらは極めて安定的な物質のため、なかなか分解されず対流圏内にとどまり、成層圏に到達する。成層圏に達したフロンガスは紫外線により分解され、塩素原子を生成する。これらは触媒としてオゾンに働き、次々とオゾンを分解する。

*ポリ塩化ビフェニール（PCB）

ポリ塩化ビフェニール誘導体の総称。化学的性質としては、不燃性、耐酸化性、電気絶縁性等にすぐれており、絶縁油、熱媒体、感圧紙インクなど、使用範囲は広い。

カネミ油症事件以来、環境汚染と生体への影響が大きな社会問題であり、現在は製造されていない。

《や 行》

*要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域内において、総理府令で定められた自動車騒音や道路交通振動の限度。これを超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合、都道府県知事は都道府県公安委員会に対し、道路交通

法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限等の措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し、道路交通振動の防止のための舗装、維持、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとする。

***溶存酸素量（DO）**

Dissolved Oxygen の略。水の汚染状態を示す項目の一つ。水中に溶けている酸素の量のこと、水の自浄作用や水中の生物にとっては必要不可欠なものである。汚染が進み、有機物の多くなった水中では、それらを酸化分解するため、多量の酸素が消費され、溶存酸素量は少なくなる。

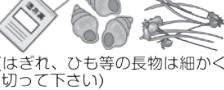
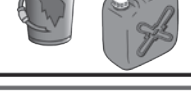
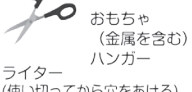
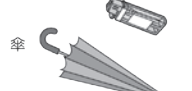
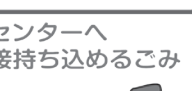
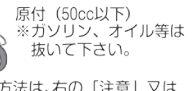
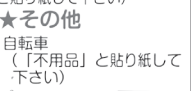
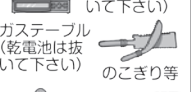
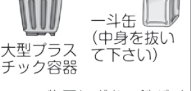
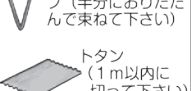
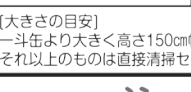
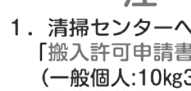
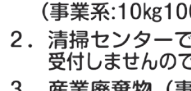
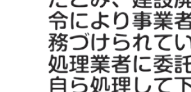
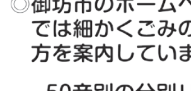
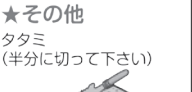
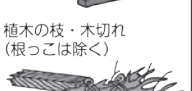
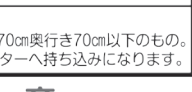
魚が生息するには最低 5 ppm 必要である。

***4R**

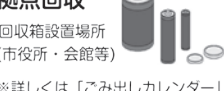
1. Refuse リフューズ（ごみの発生回避）
 2. Reduce リデュース（ごみの発生抑制）
 3. Reuse リユース（再利用）
 4. Recycle リサイクル（再生利用）
- の頭文字をとったことば。

ごみの分け方

御坊市環境衛生課 ☎ 23-5506
御坊広域清掃センター ☎ 29-3030

燃えるごみ	資源ごみ	小型プラスチックごみ	燃えないごみ	燃えない大型ごみ	燃える大型ごみ
(日・水)(月・木)	第1火曜日	第2・5火曜日	第3火曜日	奇数月の第4火曜日	偶数月の第4火曜日
地区等で決められているごみ集積場へ決まっている日に出して下さい。					
台所から出る生ごみやトレイ類、ゴム製品、衣類、その他の小さな燃えるごみ ※必ず指定袋で出して下さい。 ★台所から出るごみ 生ごみ (水分をよく切って下さい)  トレイ類 (洗えば小型プラスチックごみで出せます。くだいて下さい) ★革・ゴム製品 革靴 ゴム手袋 ★その他 使い捨てカイロ ぬいぐるみ  紙おむつ (汚物は取除いて下さい) 湿布薬 貝殻  生花 (はぎれ、ひも等の長物は細かく切って下さい) 猫やカラスによる被害を避けるため出来るだけ夕方以降に出して下さい。	ジュース等の空カンや空ビン類、菓子等のカン類、やかん等の金属類 ※必ず指定袋で出して下さい。 ★空カン類 (スプレー缶、カセットボンベは必ず中身を使い切ってから、穴をあけて下さい)  ★空ビン類  (一升ビンやビールビンは酒屋さんに返して下さい) ★その他 菓子等のカン類 針金 やかん等の金属類  (一斗缶未満の カン類は資源ごみへ)	発砲スチロール、ビニール類、文具類、その他プラスチック類 ※必ず指定袋で出して下さい。 ★発砲スチロール  (細かく切って下さい) ★ビニール類 ビニール袋 ビニールホース 燃えないごみ ビニールひも等  ビニールボール・浮き輪・レジャーシート ★文具類 ボールペン・定規・筆箱・下敷き  ★その他 プラスチック類 プラスチック製プランター じょうろ  シャンプー容器  洗面器  CD/DVD CDディスク類  ポリ容器 	ガラス類、食器類、傘、包丁等 ※必ず指定袋で出して下さい。 ★ガラス類 セトモノ類 (茶碗・皿)  植木鉢  板ガラス  ★その他 電球類 (紙等につつんで下さい)  はさみ カミソリ  おもちゃ (金属を含む)  ハンガー  ライター (使い切ってから穴をあける)  傘  包丁 (紙等につつんで下さい)  デジタルカメラ  時計 	ロッカー等のスチール製品類、掃除機等の電化製品類、自転車等 (注) 家電リサイクル法対象品目は出せません。 ★スチール製品類 デスク イス ロッカー  ★電化製品類 (電化製品はできるだけ販売店で引き取ってもらして下さい)  電気カーペット (「電気カーペット」と貼り紙して下さい)  ★その他 自転車 (「不用品」と貼り紙して下さい)  石油ストーブ (灯油等は抜いて下さい)  ガステーブル (乾電池は抜いて下さい)  のこぎり等  一斗缶 (中身を抜いて下さい)  大型プラスチック容器  物干しざお・鉄パイプ (半分に折りたたんで束ねて下さい)  トタン (1m以内に切って下さい) 	タンス等の木製家具類、ふとん等の寝具類、木材(鉄、金属を含まないもの) (注) タンボールは燃える大型ごみに出せません。 ★木製家具類 タンス イス  ふすま・障子  ★寝具類 ふとん・毛布・じゅうたん (1m以内になるように、ひもで縛って下さい)  マットレス (スプリング付マットレスは直接持ち込み)  ★その他 タタミ (半分に切って下さい)  木材 (1m以内にして下さい)  植木の枝・木切れ (根っこは除く) 

[大きさの目安]
一斗缶より大きく高さ150cm幅70cm奥行き70cm以下のもの。
それ以上のものは直接清掃センターへ持ち込みになります。

出せないごみ		
★家電リサイクル法 対象品目	★清掃センターで 処理できないごみ	★清掃センターへ 直接持ち込めるごみ
テレビ 洗濯機 乾燥機 冷蔵庫 冷凍庫 エアコン (室外機を含む) ※購入した電気店で引き取ってもらうか、郵便局でリサイクル券を購入し適正なリサイクルにご協力をお願いします。	プロパンガスボンベ 農機具 ピアノ 農機具 農業用ビニール バッテリー 農薬 殺虫剤 漂白剤等の液体 ピクリンの缶 コンクリート ガラ 瓦 産業廃棄物、感染性医療廃棄物、 ダイオキシン発生に関わるごみ ※購入した販売店又は専門業者に処理方法をご相談して下さい。	マッサージチェア マットレス (スプリング付き) ソファ (スプリング付き) 原付 (50cc以下) ※カソリン、オイル等は 抜いて下さい。 ※持ち込み方法は、右の「注意」又はホームページをご覧ください。
★廃乾電池		
拠点回収 回収箱設置場所 (市役所・会館等)  ※詳しくは「ごみ出しカレンダー」又はホームページをご覧ください。		

注 意

1. 清掃センターへ直接持ち込む場合は、「搬入許可申請書」が必要です。
(一般個人:10kg30円+消費税)
※最大積載量1.5t以上の車両は事業系(事業系:10kg100円+消費税)
2. 清掃センターで処理できないごみは、受付しませんので、十分確認して下さい。
3. 産業廃棄物(事業活動に伴って生じたごみ、建設廃材等)の処理は、法令により事業者自身が行うように義務づけられているので、産業廃棄物処理業者に委託(有料)するなどして、自ら処理して下さい。

◎御坊市のホームページでは細かくごみの分け方を案内しています。



50音別の分別リストはこちら

